

中央警察署告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和7年2月27日

札幌方面中央警察署長 板 東 茂 利

1 入札に付す事項

- (1) 契約の目的の名称及び数量
中央警察署庁舎昇降機保守点検業務一式
- (2) 契約の目的の仕様等
委託業務処理要領のとおり
- (3) 契約期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 履行場所

札幌市中央区北1条西5丁目4 札幌方面中央警察署庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

令和7年北海道警察本部告示第70号に規定する警察本部庁舎及び中央警察署庁舎昇降機等保守点検業務委託契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北1条西5丁目4 札幌方面中央警察署会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所
札幌市中央区北1条西5丁目4 札幌方面中央警察署庁舎7階武道場
（送付による場合は、札幌方面中央警察署会計課）
- (2) 入札日時
令和7年3月12日（水）午後3時30分（送付による場合は、同年3月11日（火）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所
（1）に同じ
- (4) 開札日時
（2）に同じ

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 郵便等による入札の可否

認める。

8 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要とした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合に

において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10 契約書作成等について

この契約は契約書の作成を要する。

11 業務処理要領、仕様書の閲覧等

業務処理要領は入札参加の用に供する場合に限り、期間中、次により閲覧及び交付を行う事ができるものとする。

(1) 閲覧及び交付期間

令和7年2月27日（木）から令和7年3月11日（火）まで（日曜日、土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(2) 閲覧及び交付場所

札幌市中央区北1条西5丁目4 札幌方面中央警察署会計課

12 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 最低制限価格

設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 札幌方面中央警察署会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060-0001 札幌市中央区北1条西5丁目4

ウ 電話番号 011-242-0110 内線2312

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(12) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(13) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。ただし、入札を行った者が開札場所にいない時は、再度入札を改めて行う。

(14) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。